

36 協定届の記入例と注意事項

様式第9号(第17条関係)

時間外労働 休日労働 に関する協定届

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)				
機械器具製造業		工業株式会社		市 町 x - x - x () - ()				
時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間			期間	
				1日	1日を超える一定の期間(起算日)			
下記に該当しない労働者	取引先の都合等で臨時の業務を行う場合	営業	2人	1日8時間	3時	40時間	300時間	平成 年 月 日 から 1年間
	月末の棚卸のため	経理	同上	同上	3時	40時間	300時間	
1年単位の变形労働時間制 により労働する労働者	臨時の受注・納期の変更	機械組立	20人	同上	2時	20時間	180時間	同上
	同上	検査	3人	同上	2時	20時間	180時間	同上
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻			期間
取引先の都合等で臨時の業務を行う場合		営業	2人	毎週土日及び国民 休日	1カ月のうち2回、8:00~17:00			平成 年 月 日 から 1年
臨時の受注・納期の変更等の場合		機械組立	20人	別紙年間カレンダー で定める日	同上			

協定の成立年月日 平成 年 月 日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)
平成 年 月 日

職名 組立工
氏名 北 海 太 郎 ㊟

使用者 職名 工業株式会社 代表取締役
氏名 道 産 次 郎 ㊟

株式
会
社 ㊟

**「協定の当事者の選出方法」欄
選出方法例**
投票による選挙、挙手による選挙、
投票による信任、挙手による信任、
回覧による信任、話し合い等
協定の当事者が過半数を代表する労働組合
の場合は、この欄の記入は必要ありません。

「職・氏名」欄
他に書面による協定がないときは、この
例のように労働者代表の押印等を加えて
協定届とすることができます。

「所定休日」欄
就業規則等で定められた休日を記入する。
年間カレンダーによる場合は、添付してくだ
さい。

**「労働させることができる休日並び
に始業及び終業の時刻」欄**
法定休日のうち休日労働させる日数を記
入する。
週休2日制等により所定休日が週2日以
上ある事業場は、1週1日の休日が確保さ
れていれば他の日(週休2日制の土曜日
等)に労働させても法定の休日労働に該
当しません。

「期間」欄
協定の有効期間は原則1年です。

一定期間についての延長時間の限度

期 間	限度時間()
1週間	15時間
2週間	27時間
4週間	43時間
1か月	45時間
2か月	81時間
3か月	120時間
1年間	360時間

1年単位の变形労働時間制の場合の限度時間
(対象期間が3か月を超える場合)

期 間	限度時間()
1週間	14時間
2週間	25時間
4週間	40時間
1か月	42時間
2か月	75時間
3か月	110時間
1年間	320時間

なお、工作物の建設の事業、自動車の
運転の業務等については適用が除外さ
れます。

「延長することができる時間」欄の「1日」欄
1日の延長することができる時間を記入してください。

「1日を超える一定の期間(起算日)」欄
1日を超える3か月以内の期間及び1年について記
入してください。
()内は起算日を記入する。
記入例:1か月(毎月1日)、1年(4月1日)

原則、事業場(支店、工場等適用事業場単位)
ごとに協定し、当該事業場を管轄する労働基準
監督署に届け出てください。(労働者の過半数
で組織する労働組合など、一定の要件を
満たす場合は、本社一括制度を利用できます。)

「事業の名称」欄
出先機関(支社、支店、営業所等)の
場合は、「会社」支店」と出先
機関名まで記入してください。
支店・店舗等の場合は、その所在地・
電話番号等を記入してください。

**「時間外、休日労働をさせる必要
のある具体的事由」欄**
具体的事由は、業務の種類別に記入
してください。

「業務の種類」欄
業務の種類によって細かく分類して
記入してください(男女の区別はしな
いこと)。
労働基準法第36条但し書の健康上
特に有害な業務について協定した場
合には、その業務をほかの業務と区
別して記入してください。

**「1年単位の变形労働時間制に
より労働する労働者」欄**
対象労働期間が3か月を超え1年以
内の变形労働時間制により労働する
者について記入してください。

「協定の成立年月日」欄
有効期間の初日以前に協定してくだ
さい。

**「協定の当事者である労働組合の
名称又は労働者の過半数を代表
する者の職氏名」欄**
労働者の過半数で組織する労働組合が
ある場合にはその労働組合名を、ない
場合には労働者代表を選び、その者の
職、氏名を記入する。
なお、労働者代表は次のいずれにも該
当する必要があります。
監督または管理の地位にある者
でないこと
労使協定の締結等を行う者を選
出することを明らかにして実施され
る投票、挙手等により選出された
者であること。
また、使用者は
労働者が過半数代表者であること
労働者が過半数代表者になるう
としたこと
労働者が過半数代表者として正
当な行為をしたこと
を理由として、その労働者に対し不利益
な取扱いをしてはいけません。

ご不明な点などがございましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

【特別条項付き協定】
限度時間()を超えて労働時間を延長しなければならない「特別の事情」が生じた場合に限り、限度時間を超える一定の時間(特別延長時間)まで労働時間を延長することができる旨を協定で定めることができます。
この協定は、あくまで時間外労働に関する例外的な取扱いですから、次の点に注意してください。
「特別の事情」は、臨時的なものに限られること。
具体的には、一時的または突発的に時間外労働を行わせる必要があるものであり、全体として1年の半分を超えないことが見込まれるもので、できる限り詳細を協定すること。
限度時間を超えることのできる回数を協定すること
限度時間を超えることのできる回数は、1年の半分を超えないようにしてください。
一定期間の途中で「特別の事情」が生じ、原則としての延長時間を延長する場合に労使がとる手続を、協議、通告、その他具体的に協定すること。
限度時間を超えて働かせる一定の期間(1日を超え3か月以内の期間、1年間)ごとに、割増賃金率を定めること。
の率を法定割増賃金率(2割5分以上)を超える率とするよう努めること。
限度時間を超えることのできる時間をできる限り短くするよう努めること。